

大阪府告示第1876号

令和2年大阪府告示第1252号（地方税法又は大阪府税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長）の別に告示で定める期日は、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、同年2月1日とする。

令和2年12月16日

大阪府知事 吉村 洋文